# 届出(記録)の修正<sup>\*1</sup>・消去<sup>\*2</sup>

## (1) 届出(記録)の修正・消去

牛の管理者(農家)は、自分が管理している牛の出生・異動情報の記録を修正又は消去する場合には、 センターに修正・消去の請求を行う必要があります。

- ※1 修正とは、牛個体識別台帳(全国データベース)に記録されている出生・異動情報に誤りがあった場合、 その情報を消去し、正しい内容の出生又は異動の再届出(記録)を行うことです。
- ※2 消去とは、牛個体識別台帳(全国データベース)に記録されている出生・異動情報に誤りがあった場合、 その情報を消去することです。

# (2)修正の流れ



# (3)修正・消去の手続きについて

## ア 電子メール又は郵送による方法

牛の管理者(農家)は、届出(記録)を修正・消去するときは、修正請求書\*に必要事項を記載し、

(独) 家畜改良センター 個体識別部宛てに電子メール又は郵送してください。

## → <u>電話、FAXでの受付は行っておりません。</u>

お急ぎの方は、最寄りの農林水産省地方農政局等(P67)にご相談願います。

修正請求書は、本誌P35~41又は牛個体識別情報検索サービスのホームページから入手可能です。

詳しくはこちら → https://www.id.nlbc.go.jp/data/syusei.html

※ 自分が届出を行った記録の修正・消去を行う場合は、【別紙1】(P35参照)、自分以外の牛の管理 者(農家)が届出を行った記録の修正・消去を行う場合は、【別紙2】(P37参照)です。

なお、【別紙2】で修正請求を行う場合は、正しい内容を証明するための書類(血統登録証の写し 等)の添付が必要です。

【修正請求書郵送先】

# 〒961-8511 独立行政法人 家畜改良センター 個体識別部

(上記のとおり、住所は省略して記載しても郵送されます。)

【メールアドレス】 **syusei@nlbc.go.jp** 

# イ 届出Webシステムによる方法

「届出Webシステム」の操作方法については、こちらの操作マニュアルをご覧ください。

→ https://www.id.nlbc.go.jp/data/wns.html

## (ア)主な特徴

- ① 届出Webシステムでの届出に必要な初期登録を行っていれば、ご自身で届出された内容に限り修正請求 が可能です。
- ② 請求した内容は、センターで確認を行い、請求の当日又は翌日に修正を行います。そのため、土・日・ 祝日の場合は、休日明けに確認、修正を行うため反映まで日数がかかります。
- ③ 家畜個体識別届出システムの代行届出利用手続き(P18)を行い、代行届出した届出内容を修正請求する ことも可能です。
- ④ 記録の修正が完了すると、電子メールでお知らせします。





## (4)受付から修正・消去までの日数

センターが休日の日(土曜・日曜・祝日など)に申出(請求)を行った場合は、休日明けに修正内容を 確認し、修正を行います。

#### ア 電子メール又は郵送の場合:受付後1~4日後

修正請求書【別紙1】(P35)がセンターに到着した当日又は翌日に修正を行います。しかし、必要に 応じて、本人に内容確認を行う場合や【別紙2】(P37)の請求に基づき、元の届出を行った牛の管理者 (出生農家等)に確認を行う場合は、修正するまで数日間かかることがあります。

#### イ 届出Webシステムからの場合:当日~翌日

電子メール又は郵送の場合と同様、修正内容によっては本人又は元の届出を行った管理者等に内容確認 を求める場合があり、修正するまで数日間かかることがあります。

#### ウ お急ぎの修正について

届出(記録)を修正する場合、センターでは、電話、FAXでの受付は行っておりません。 お急ぎの方は、最寄りの農林水産省地方農政局等(P67)にご相談願います。

## (5)修正請求があった場合の確認依頼書

自分以外の牛の管理者(農家)が届出を行った記録の修正・消去を行う場合は、当該届出を行った牛の管理 者(農家)に対してセンターから、FAX又は電子メール、郵送により確認依頼書【別紙3】(P39)を送 付し、修正内容の確認をお願いしています。確認依頼書【別紙3】が届いた場合は、内容確認の上、 必要事項を記入し、センター宛てにFAX又は電子メール、郵送で返信してください。

ご返答がないと修正することができませんので、必ずご返答をお願いします。

#### ●注意事項

#### 1. 修正請求を受理できない場合

農家コード及び個体識別番号の修正は行っていませんので受理できません。また、修正請求書に未記入や 不明な点(誤り)がある場合も受理できません。このように、修正請求書を受理できない場合は、請求者に ご連絡します。

なお、農家コード及び個体識別番号を誤って届出し、牛個体識別台帳(全国データベース) に記録されて いる場合は、最寄りの農林水産省 地方農政局等(P67)にご相談ください。

#### 2. 修正請求の処理結果について

現在、届出Webシステムからの修正請求以外は、修正請求の手続が完了した旨の連絡を行っていません。 センターの「牛の個体識別情報検索サービス」の画面によって、自分が行った修正内容の確認をお願いします。

#### 3. 「既に譲渡(転出)している牛」について、修正請求を行った場合の留意事項

既に譲渡(転出)している牛の個体情報「出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、種別(以下「基本4 情報」という。)」の一部又は全部を修正した場合には、譲渡先の農家(転出先)における家畜共済及び牛マルキ ン等の申請や交付等に影響を及ぼすことが考えられます。このため、基本4情報の修正を行った場合は、速やかに、 当該牛の譲渡先の農家に対して、修正を行った旨を通知し、その内容の説明を行っていただくようお願いします。 また、当該牛の譲渡先の農家との間で、牛の取引上の問題が生じた場合は、当事者間で話し合いをして解決いた だくようお願いします。